

阿賀野市営バスの運行及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和4年9月6日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第32号

阿賀野市営バスの運行及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
阿賀野市営バスの運行及び管理に関する条例施行規則（平成16年阿賀野市規則第2
7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中

「

路線	運行日
五頭温泉郷線	毎日
分田線	月曜日から金曜日まで（国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178 号）に規定する休日を除く。）
千唐仁線	
江端線	
大室線	
駒林線	
前山線	
折居大日線	
神山線	
安田地域循環線	
寺社線	月曜日から金曜日まで（国民の祝日に 関する法律に規定する休日を除く。）及 び日曜日

」を

「

路線	運行日
五頭温泉郷線	毎日
分田線	月曜日から金曜日まで（国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178 号）に規定する休日を除く。）
千唐仁線	
江端線	
寺社線	

大室線	
駒林線	
前山線	
折居大日線	
神山線	
安田地域循環線	

」に

改める。

第 1 号様式、第 3 号様式及び第 4 号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。